

# 『高島屋京都店』大規模小売店舗立地法届出要約書

地元の皆様へ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更の届出をしましたので、同法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出の要旨を掲示します。

株式会社高島屋  
代表取締役社長 村田 善郎  
大阪府中央区難波五丁目1番5号

阪急阪神不動産株式会社  
代表取締役社長 福井 康樹  
大阪府北区芝田一丁目1番4号

京阪ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 平川 良浩  
大阪府枚方市岡東町173番地の1

## 記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称:高島屋京都店  
所在地:京都市下京区四条河原町西入真町52番地
  - 変更しようとする事項
    - 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前)9箇所 計958台  
(変更後)6箇所 計770台
    - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前)16箇所  
(変更後)13箇所
  - 変更する理由  
3つの隔地駐車所の閉鎖に伴い、現状の駐車需要に合わせた施設配置とするため
  - 変更する年月日  
上田ガレージ:令和7年2月5日  
オアシス駐車場:令和7年6月30日  
MIDパーキング:令和7年8月31日
  - お問い合わせ先  
株式会社エスパシオコンサルタント  
TEL:06-6233-7111  
(問い合わせ時間帯:10時～17時(土日祝を除く))
- 【届出書の縦覧場所及び意見書の提出先】  
京都市 産業観光局 地域企業振興室  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
(令和7年7月30日から令和7年12月1日まで)

以上

